

6. インクルーシブ教育とダイバーシティ

黒田 一雄
国際学術院教授

1. ミレニアム開発目標の課題と途上国における障害児教育の現状

ミレニアム開発目標（MDGs）は2000～2015年の国際的な開発目標で、目標達成のために様々な努力が行われた。その結果、小学校就学年齢にありながら学校に行っていない児童数はこの15年で大きく減少するなどの成果がでている。しかし現在でも課題は存在しており、2012年現在でも5700万人が学校に行っていない。また、男女及び経済階層による就学年数の差も縮小していない。都市部の富裕層男子と農村の貧困層女子の間には依然として大きな格差があり、ジェンダーと他の格差による複合的な教育格差が現在も課題として存在している。

さらに近年大きな問題として認知されるようになったのが、障害児の教育格差である。2009年のユネスコのデータによると、全未就学児の約三分の一が障害児であると推定されている。2003年の世界銀行のデータでも、世界の未就学児童1億1500万人のうち4000万人が障害児であり、初等教育を修了できる障害児は5%しかいないと推定されている。

私は5年ほど前からユネスコのアジア太平洋教育事務局とともにインクルーシブ教育研究プロジェクトを実施し、JICA研究所とカンボジア、モンゴル、ネパールにおける障害児教育研究を実施しているが、こうした発展途上国でも特別支援学級や特殊学級という形態での障害児教育は相当に発達している。途上国の福祉国家ともいえるスリランカの場合、地域に立派な特別支援学校があるし、最貧国の一つであるアフリカのマラウィでも特別支援学級の存在が確認できる。さらに、いわゆるインクルーシブ教育や統合教育—すなわち障害児と障害を持っていない子どもを一緒に教育する方向性も各国で進展している。

ミレニアム開発目標（2000－2015年）

1. 極度の貧困と飢餓の撲滅
2. 普遍的初等教育の達成
ターゲット 2A：2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育の全課程を修了できるようにする。
3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
ターゲット 3A：初等・中等教育における男女格差の解消を2005年までには達成し、2015年までに全ての教育レベルにおける男女格差を解消する。
4. 幼児死亡率の削減
5. 妊産婦の健康の改善
6. HIV/エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止
7. 環境の持続可能性の確保
8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進

2. インクルーシブ教育とは

統合教育は1983年から1992年の「国際障害者の10年」に主に北欧諸国から主張された。その後1989年制定の「子どもの権利条約」を経て、1994年「サラマンカ宣言」においてインクルーシブ教育が提唱された。2006年「障害者権利条約」にはインクルーシブ教育システムの提供が明記され、条約批准に向けて多くの国々で国内法の整備などが実施された。この過程でインクルーシブ教育は教育政策としても取り込まれるようになった。日本も2004年に同条約を批准し、現在に至っている。

「サラマンカ宣言」はインクルーシブ教育を「差別的態度と闘い、全ての人を喜んで受け入れる

地域社会を作り上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段」であると同時に「大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め」るものであると述べている。またユネスコはインクルーシブ教育を「正規・非正規の教育環境における広範囲な学習ニーズに適切な対応を提供していくこと」かつ「教育システム全体をいかにして学習者の多様性に対応するよう変容させていくかを模索する方向性」としている。これらからは、インクルーシブ教育とは社会のインクルーシブ化とともに、質の高い教育の提供を可能とすること、さらに教育システムを障害児に合わせることによって多様性に処する力を全ての子どもたちに与えることができるという考え方が読み取れる。

つまりインクルーシブ教育とは、障害児を主流の教育に統合しようとする統合教育とは理念的に大きく異なるものであり、そのキーワードは多様性であるといえよう。例えば「正常」と「異常」という考え方で児童を分類する考え方は、全ての「正常な児童」は同質だとする幻想に基づいている。しかし実は「健常」と言われる人たちのなかにも多様なダイバーシティが存在しており、様々なニーズが存在する。それらに適合的な教育システムを作ることが必要であるというのがインクルーシブ教育の主張である。

さらに「サラマンカ宣言」はインクルーシブ教育を2つの理念的枠組みで提示した。第一は「全ての児童は一緒に教育されねばならない」「差別のない社会構築のための教育」といった人権・政治的アプローチである。著名な社会学者であるブルデューは、教育は社会の再生産に大きく関わるものであり、よって教育における分離は社会の分断に帰結すると述べた。インクルーシブ教育はまさにその逆を目指すもので、教育の中に多様性を内包することでインクルーシブな社会を再生産しようとするものである。

第二は教育・機能的アプローチで、万人のための教育を実現し全教育システムの効率を高める方法としてインクルーシブ教育を効率的・効果的な政策とみなすものである。この教育・機能的アプローチは特に開発途上国に合致する。開発途上国では多くの障害児が学校教育を受けることができないが、これを解消するために特殊学校や学級をつくるのは経済的に不可能であり、通常学級で障害児が学ぶアプローチが必要となるのである。

3. インクルーシブ教育と「教育の質」

インクルーシブ教育を「学習の質を高める戦略」として位置づけるという観点もある。ユネスコ

障害児教育をめぐる国際的潮流

- 1948年「世界人権宣言」
- 1959年「児童の権利宣言」
- 1981年「国際障害者年」
スローガン「完全な参加と平等」
- 1983年～1992年「国際障害者の10年」
特殊教育にかわり統合教育が主張されるように
- 1989年「子どもの権利条約」
- 1990年「万人のための教育世界会議」
- 1994年「サラマンカ宣言」
インクルーシブ教育の提唱
- 2006年「障害者権利条約」
インクルーシブ教育システム

サラマンカ宣言

特別なニーズを持つ子どもたちは、彼らのニーズに合致する児童中心の教育学の枠内で調整する、通常の学校にアクセスしなければならない。

このインクルーシブ志向を持つ通常の学校こそ、差別的態度と闘い、全ての人を喜んで受け入れる地域社会をつくり上げ、インクルーシブ社会を築き上げ、万人のための教育を達成する最も効果的な手段である。

さらにそれらは大多数の子どもたちに効果的な教育を提供し、全教育システムの効率を高め、ついには費用対効果の高いものとする。

国立特殊教育総合研究所
「サラマンカ声明/サラマンカ宣

のガイドラインでは、インクルージョンとは「学校を一方的な学習形態から、体験を基とした活動的で協同的な学習を重視させる方向に変化させる」ものであり、学生の多様性を高めることが学習の質の向上につながる」と述べている。一方これらは理想論だという意見も強く存在する。障害種別の教育プログラムを開発してきた特殊教育の観点からは、インクルーシブ教育では障害児のメリットが考慮されないのではないかと疑問が呈されている。また通常学校の観点からは、学生の中の多様性が高まることは「教えるにくくなる」とつながるのではないかと意見がある。

インクルーシブ教育については実証的研究が実施され、様々な成果が明らかになっている。

第一に、通常学級の中で障害児と非障害児がともに学ぶ効果については、レビューした約 200 以上の実証研究のうち、これに関わる論文の全てがインクルーシブな学習環境の方が障害児の認知的学力が伸びることを示している。

第二に、非認知的学力の向上や情緒形成については「より学校に行くようになる」「問題行動が減少する」といった効果が確認されており、インクルーシブ教育は特殊学校のアプローチよりも良い教育環境になることが示されている。

第三に、非障害児についても肯定的な実証研究が多い。学力については低下するという研究も少数存在するが、最も多いのは中立、つまり影響はないとするものである。

全体としてみると、インクルーシブ教育は障害児、非障害児双方の学力向上に対して効果があることが実証的に確認されている。なお、従来の実証研究は算数や国語といった認知的学力への影響を問題としてきたが、近年重視されている非認知的学力－問題解決能力

やコミュニケーション能力、批判的能力についてはどうであろうか。これらの学力は計量方法論が確立しておらず、現在は明確な結果が出せない。しかし計量が可能となれば、学生の多様性が学習効果に与える正の効果はより明確になるだろうと私は考えている。その理由は、各国のフィールドワークでは障害児を受け入れていくことで明らかに生徒たちの対応力が伸びていることを確認できるからである。21 世紀型学力として、認知型学力とともに非認知型学力の重要性が指摘されるが、その教育の方向性としてもインクルーシブ教育には可能性があると考えられる。



4. 残された課題と「持続可能な開発目標」

現在でも先進国と途上国の教育には依然として大きなギャップがある。2000～2015 年までのこうした状況を改善する国際的な枠組みとして MDGs または「万人のための教育」(EFA) が提示さ

れてきた。MDGs は教育についてのグローバルガバナンスの可能性を示した点で大変意味があり、実際に効果もあげたが今日では課題も指摘されている。中でも重要なのは、①格差の問題としてジェンダーによる格差のみが焦点化されてきた、②教育内容についての議論がなく教育観や人間観を欠如した目標設定となっていた、③教育の質に関するモニタリングがされなかったといった指摘である。

課題に対応するため、2012 年頃からは 2016 年以降の取り組みが議論され、5 つの方向性が示された。このうち重要な 3 点について説明したい。

第一はジェンダーだけでなく障害や民族、言語、所得格差など包括的アプローチの必要性であり、その中でインクルーシブ教育が再度注目されるようになった。

第二は平和の問題である。そもそも国際教育協力は歴史的伝統的に平和達成を理念としてきたが、MDGs が開始された 2000 年時点では国際教育の枠組みは開発と人権を中心とするものとなっていた。2001～2002 年のアメリカ同時多発テロ、アフガン空爆、アフガン復興会議をきっかけに、国際教育協力においても教育による民族間の融和や平和の達成が改めて意識されるようになる。

第三は 21 世紀型学力や非認知的スキルの必要性である。近年は学力として、コミュニケーション能力や他者と協力して物事を平和的に解決する力などをいかに養成するか議論されている。こうした流れの中でダイバーシティ教育は、平和的に問題を解決する能力を向上させる教育として注目されるようになった。

こうした議論を経て、2014 年に国連で持続可能な開発目標が議論され、2015～2030 年のグローバルガバナンスの枠組みとして「持続可能な開発目標」(SDGs) が作成された。残念ながら日本での認知度は低いですが、実は SDGs はユニバーサル目標であり先進国も対象に含まれる。

SDGs の注目点は、障害者やインクルーシブといった語が加えられたこと、教育や技能の発展を図る方向性として、持続可能な発展や生活スタイル、人権、ジェンダー平等、平和、非暴力な文化形成、地球市民性、文化的多様性などの語があげられたことである。また SDGs には日本が提案した「持続可能な開発のための教育」(ESD) も加えられている。

5. ダイバーシティが大学にもたらすもの

本講義では、教育におけるダイバーシティの推進が教育の質を高める一学習環境の向上につながることを紹介した。では、大学教育についてはどうなのだろうか。

経営学ではダイバーシティがイノベーションを生み出すことについて多くの研究が存在する。多様なバックグラウンドを持つ人々を意図的に経営に参加させることーダイバーシティマネジメントによってイノベーションが可能となり、会社や研究組織の成長につながる。教育においても、学生の国籍のバックグラウンドが様々であればあるほど、イノベーションの可能性は高まる。

ユネスコの高等教育世界宣言は、先住民や少数民族、障害者などのグループに属する人々の高等教育へのアクセスは、社会や国家発展にとって「大きな価値となる可能性と経験と才能を有する可能性がある」から積極的に推進されなければならないと述べている。

グローバリゼーションの進展の中で、国際的な視点から社会に貢献できる個人と大学を実現するためには、外国人や女性、障害者など様々なバックグラウンドを持つ人々を含む学習・研究環境が重要な意味を持つのである。